

保護者の皆様へ

令和8年度 就学援助制度について

1月終わりごろから2月初めごろに学校から「令和8年度（2026年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」（以下「お知らせ」とします。）をお配りしましたが、令和8年度の内容が決定しましたので、お知らせします。

就学援助制度とは…

お子さまが大阪市立の小・中・義務教育学校に通いで、経済的に困られている家庭の保護者の方に、学校教材費や修学旅行費などを援助する制度です。

1 入学準備補助金の支給額が変更（増額）されました

「お知らせ」8ページの【6 援助の内容】の記載額から増額されています。

小学校	新1年生	64,300円
義務教育学校	新1年生	
中学校	新1年生	81,000円
義務教育学校	新7年生	



2 申請理由⑫の住宅の所有状況に応じた【所得基準額】の一元化について

「お知らせ」4ページの【所得基準額】について、住宅の所有状況に応じていたものを一元化します。これに伴い、住宅形態≪借家等≫の場合に提出していた『賃貸借契約書』等は不要です。

3 令和8年度の所得基準額が決まりました

「お知らせ」4ページの【所得基準額】とは額が変わっていますので、申請理由⑫所得審査で申請をお考えの方は、ご注意ください。

【令和8年度 所得基準額】

※所得基準額は、令和7年4月の生活保護基準を基にしています。

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総所得	229万円	268万円	325万円	362万円	408万円	478万円	512万円	547万円	583万円

4 引き続き認定されている方の申請理由⑫所得審査について

令和2年3月末時点から令和8年3月末まで継続して就学援助を受けている生徒のうち、世帯人数が8人以上で、かつ学年が中学校2年生（義務教育学校8年生）以上の場合には経過措置が適用されます。この場合、審査は下表（令和元年度）において太枠で囲んだ箇所に示す、経過措置による所得基準額に基づいて行います。

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人
総所得	218万円	267万円	325万円	362万円	404万円	476万円	513万円	550万円	587万円

経過措置を行う場合の所得も「お知らせ」4ページに記載のとおり、給与所得者及び公的年金所得者は所得控除後の金額から最大10万円を控除した金額、自営業の方は年間収入額から必要経費を引いた金額で審査します。

年度当初から制度を利用いただくための申請期限は **令和8年6月30日（火曜日）**

※ 税情報を利用する場合の申請期限は 5月12日（火曜日）

- ▶ 申請書の提出先 お子さまが通っている学校
- ▶ 制度についてのお問合せ先
大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当
就学支援グループ 電話番号：06-6115-7653
ファックス：06-6115-8170



就学援助
ホームページ